

宝塚市立高司中学校 P T A 生徒の諸活動助成に関する規程

改 訂 案	現 行
<p><u>第1条（趣旨）</u> この規程は、宝塚市立高司中学校 P T A 規約<u>第3条</u>に基づき、生徒の諸活動に伴う特別な支援を要する際の支出に関する基準を定める。</p> <p><u>第2条（目的と範囲）</u> （1）この規定の目的は、「教育」の範疇において行われる、生徒の諸活動の成果に期待し、その挑戦する精神を称揚することである。 （2）生徒の自主的な活動（<u>部活動以外</u>）において、特別な支援を要すると認められる場合、代表委員会、委員総会<u>の承認</u>を経て、当該年度の予算枠内において支出する。</p> <p><u>第3条（支援対象）</u> （1）県大会・近畿大会・全国大会に出場した場合、当規程に基づき「祝い金」を贈る。 （2）上記大会が行われる都市への距離、日帰り・宿泊の別、さらに個人・団体等の区別により、交通費・宿泊費補助を兼ねて、その金額を別に定める。 （3）<u>第2条（2）項における対象とは、一個人や団体ではなく、その活動の趣旨に賛同する事から派生する支出であり、次の各号に定める活動等、その活動（計画を含む）それ自体を対象とする。</u> ①<u>生徒会活動。</u> ②<u>ボランティア活動。</u> ③<u>音楽・スポーツ等、部活外の諸活動。</u> ④<u>高司中学校生徒を含む複数学校生徒の横断的自主活動等。</u></p> <p><u>第4条（助成金）</u> （1）県大会・近畿大会・全国大会に出場した場</p>	<p>この規程は、規約「<u>第2章第9条（1）項④号</u>」に基づき、生徒の諸活動に伴う特別な支援を要する際の、支出に関する基準を定めるものである。</p> <p><u>第1条（目的と範囲）</u> （1）この規定の目的は、「教育」の範疇において行われる、生徒の諸活動の成果に期待し、その挑戦する精神を称揚することである。 （2）生徒の自主的な活動において特別な支援を要すると認められる場合（<u>部活動以外</u>）<u>代表委員会、委員総会議決</u>を経て、当該年度の予算枠内において支出する。</p> <p><u>第2条（支援対象）</u> （1）県大会・近畿大会・全国大会に出場した場合、当規程に基づき「祝い金」を贈る。 （2）上記大会が行われる都市への距離、日帰り・宿泊の別、さらに個人・団体等の区別により、交通費・宿泊費補助を兼ねて、その金額を別に定める。 （3）<u>第1条（2）項における対象とは一個人や団体ではなく、その活動の趣旨に賛同する事から派生する支出であり、その活動（計画を含む）それ自体が対象である。〔例示〕：生徒会活動。ボランティア活動。音楽・スポーツ等、部活外の諸活動。高司中学校生徒を含む複数学校生徒の横断的自主活動等。</u></p> <p><u>第3条（助成金）</u> （1）県大会・近畿大会・全国大会に出場した場</p>

<p>合、一律 5,000 円の祝い金を部に対して贈る。</p> <p>(2) 阪神地域外での開催で、日帰りの場合、一律 5,000 円の祝い金を、部に対して贈る。</p> <p>(3) 阪神地域外での開催で、宿泊を伴い、かつ個人出場の場合、その日数にかかわらず、5,000 円×人数分の祝い金を、学校長を通じて、個人に贈る。</p> <p>(4) 阪神地域外での開催で、宿泊を伴う団体出場の場合、開催都市への距離等を勘案して、50,000 円を上限として、祝い金を、学校長を通じて、部に贈る。</p> <p>(5) 第2条(2)項および第3条(3)項に定める活動(計画を含む)に対する助成は、当該事案の発生に応じて代表委員会で助成金を仮決定し、委員総会において承認する。</p> <p>(6) 阪神地域外での開催で、宿泊を伴う団体出場の際、参加する生徒の個人負担が多額に上ると見込まれる場合、代表委員会に諮り、臨時総会を開催し、地域社会・団体等への支援要請その他必要な負担軽減策を講じる。</p> <p>附 則</p> <p>(1) この規程は平成18年7月4日より実施する。</p> <p>(2) 令和6年5月14日 一部改訂</p>	<p>合、一律 5,000 円の祝い金を部に対して贈る。</p> <p>(2) 阪神地域外での開催で、日帰りの場合、一律 5,000 円の祝い金を、部に対して贈る。</p> <p>(3) 阪神地域外での開催で、宿泊を伴い、かつ個人出場の場合、その日数にかかわらず、5,000 円×人数分の祝い金を、学校長を介して、個人に贈る。</p> <p>(4) 阪神地域外での開催で、宿泊を伴う団体出場の場合、開催都市への距離等を勘案して、50,000 円を上限に、祝い金を学校長を介して、部に贈る。</p> <p>(5) 第1条(2)項及び第2条(3)項における、活動(計画を含む)に対する助成は、当該事案の発生に応じて代表委員会で助成金を仮決定し、委員総会において承認する。</p> <p>(6) 阪神地域外での開催で、宿泊を伴う団体出場の際、参加する生徒の個人負担が多額に上ると見込まれる場合、代表委員会に諮り、臨時総会を開催し、地域社会・団体等への支援要請その他必要な負担軽減策を講じる。</p> <p>第4条 (附 則)</p> <p>(1) この規程は平成18年7月4日より実施する。</p>
---	--